

第 132 回 金融業務能力検定 (2019 年 5 月 26 日実施)

《模範解答》

・金融業務 2 級 預金コース

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、7 月 3 日の予定です。

一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100 点満点で 70 点以上

(注)記述式の解答については、表現に相違があっても趣旨が適切であるものは可とします。

【第 1 問】 (10 点)

(問 1)

金利、通貨の価格、金融商品市場における、相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損、または当初元本を上回る損失が生じるリスクがある場合、金融商品販売業者等の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損、または当初元本を上回る損失が生じるリスクがある場合、政令で定める事由を直接の原因として元本欠損、または当初元本を上回る損失が生じるリスクがある場合、それぞれの当該指標や当該者、当該事由を明らかにし、かつそのようなリスクを生じさせる取引の仕組みのうち重要な部分を説明しなければならない。

また、当該金融商品に権利行使期間の制限や契約解除期間の制限があるときは、その旨を説明しなければならない。

(問 2)

顧客に対する金融商品の販売の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度でなくてはならない。

【第2問】 (12点)

(問1)

	預貯金者の過失等の状況		
	本人に故意・過失なし	本人に軽過失あり(故意はなし)	本人に故意または重大な過失があった場合
偽造カード被害	取引そのものが無効、被害金額全額を補てん	取引そのものが無効、被害金額全額を補てん	被害は補てんされない(取引は有効とされる)
盗難カード被害	預貯金者から金融機関に対し、盗難被害の届出があってから原則30日前の日以降の被害に関し、被害金額の全額を補てん	預貯金者から金融機関に対し、盗難被害の届出があってから原則30日前の日以降の被害に関し、被害金額の75%を補てん	被害は補てんされない(取引は有効とされる)

(問2)

- (1) カードの盗難に気づいてから速やかに金融機関への通知が行われていること
- (2) 金融機関の調査に対し、遅滞なく、盗難(盗取)された状況について、預貯金者より十分な説明が行われていること
- (3) 金融機関に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

【第3問】 (20点)

	○×	不適切であることの理由
(1)	×	預金契約は預金者と金融機関との意思表示の合致に加え、金銭の引渡しによって成立する要物契約である。
(2)	×	窓口係員(テラー)が現金を受け取り、金額を確認した時点で預金契約が成立すると解される。
(3)		
(4)	×	投入された現金をATMが計数し、機械の画面に表示された金額を顧客が確認した時点で預金契約が成立すると解される。
(5)		
(6)	×	導入預金は法律に違反するが、私法上の効力までも否定されるものではないと解され、預金契約は有効である。
(7)		
(8)	×	金融機関が当該他店券の取立を完了した時点で預金契約は成立すると解される。
(9)	×	被仕向銀行が受取人の預金口座に入金記帳した時点で預金契約は成立すると解される。
(10)		

【第4問】（12点）

（1）現金の使用形態に着目した事例

多額の現金（外貨を含む）または小切手により、入出金（有価証券の売買、送金および両替を含む）を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引

短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金（外貨を含む）または小切手による入出金（有価証券の売買、送金および両替を含む）の総額が多額である場合。また、敷居値を若干下回る取引が認められる場合

多量の少額通貨（外貨を含む）により入金または両替を行う取引

夜間金庫への多額の現金（外貨を含む）の預入れまたは急激な利用額の増加に係る取引

（2）外国との取引に着目した事例

他国（本邦内非居住者を含む）への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報または不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引

短期間のうちに頻繁に行われる他国（本邦内非居住者を含む）への送金で、送金総額が多額にわたる取引

経済合理性のない目的のために他国（本邦内非居住者を含む）へ多額の送金を行う取引

経済合理性のない多額の送金を他国（本邦内非居住者を含む）から受ける取引

多額の旅行小切手または送金小切手（外貨建を含む）を頻繁に作成または使用する取引

多額の信用状の発行に係る取引。特に、輸出（生産）国、輸入数量、輸入価格等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引

資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域または不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引

資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域または不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む）との間で顧客が行う取引

資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域または不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む）から紹介された顧客に係る取引

輸出先の国の技術水準に適合しない製品の輸出が疑われる取引

貿易書類や取引電文上の氏名、法人名、住所、最終目的地等情報が矛盾した取引

小規模な会社が、事業内容等に照らし、不自然な技術的専門性の高い製品等を輸出する取引

貿易書類上の商品名等の記載内容が具体的でない取引

人身取引リスクの高い国・地域に対し、親族と思われる者へ繰り返し少額の送金を送っている取引

（以上の解答例などから各3項目）

【第5問】（14点）

（1）Aの預金払戻しに際しての手の続の進め方

複数の行員が先方に出向き、預金者本人に面会するか、あるいは医師の診断書により、預金者Aが意思能力を失い自ら意思表示をできない状態にあることを確認し、病状や入院の経緯等の事情を詳細に記録しておく。

入院治療という依頼人からの申出事情を確認し、申出金額が適正であることを確認する。可能であれば、病院から家族に対して請求書等を発行してもらうこと。

預金者Aの通帳（証書）、届出印を所持していることを確認する。

病院に対して直接振込をすることにより支払に應じることとし、現金支払は避ける。

後日紛議が生じないように、推定相続人（子供3人全員）による損害担保文言入りの念書の提出を受けること。

（2）預金払戻しに應じた場合に考えられる残存リスク

預金者にとっては自分の預金が勝手に引き出されたことになり、万一、預金者本人の病状が回復した場合には、本人からクレームがつく可能性もゼロとはいえない。この場合、金融機関が預金者Aの意思によらず預金を第三者に払い戻したことになるため、金融機関は払戻請求者が本人ではないことについて知っている（悪意である）から、債権の準占有者に対する弁済として免責されず、責任を免れない。念書の損害担保文言は、この金融機関の責任を依頼者に転嫁することを約束しているだけであり、依頼人に資力がなければ、金融機関は払戻預金の補てんをしなければならない。

預金者が死亡した場合、預金者の遺言により、払い戻した預金が第三者に遺贈されていると、その受遺者からクレームを申し立ててくることが懸念される。

【第6問】 (10点)

(問1)

第2号不渡届を提出する際に、異議申立を行う旨の予告をする(予告)。

異議申立は、手形交換日の翌々営業日の営業時限(午後3時)までに異議申立書を手形交換所へ提出して手続をする(期限)。

異議申立の手続に際しては、同時に不渡手形金額相当額の異議申立提供金を提供する(資金)。

(問2)

異議申立預託金とは、不渡手形の振出人等が支払銀行に、不渡処分の猶予を受けるため手形交換所への不渡処分に対する異議申立手続を依頼するにあたり、支払銀行に預託する不渡手形金相当の金銭をいう。

異議申立提供金とは、支払銀行が手形交換所に不渡処分に対する異議申立を行うにあたり、振出人等の信用を証明するために、振出人等の異議申立預託金を資金的な裏付けとして、支払銀行の自己資金にて手形交換所に提供する不渡手形金相当の金銭をいう。

【第7問】 (10点)

(問1)

差押えの対象となった100万円の定期預金の全額が担保から除外されるので、残りの定期預金50万円の90%に相当する45万円が新たな貸越極度額となる。

(問2)

貸越残高が新たな貸越極度額を超過する場合には、X銀行は、個人取引先Aに対して、超過する額の返済、または新たな定期預金の担保差し入れを求めるが、Aがいずれにも応じない場合には、差押えの対象となっている定期預金も含め、定期預金と貸越元利金との相殺による回収を検討する。

【第8問】 (12点)

	×	不適切であることの理由
(1)		
(2)	×	相続人は、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に相続の放棄または限定承認をしなければ、単純承認したものとみなされる。
(3)		
(4)	×	相続を放棄した者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなすため、代襲相続は起こらない。
(5)	×	被相続人の子が、相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。
(6)	×	CとDの遺留分は、それぞれ、相続財産の8分の1である。